

令和元年5月14日

病院長各位

鎌倉市医師会会長 井上 俊夫  
病院診療所担当理事 峰野 元明

「外国人を受け入れる拠点的な医療機関」の選出について

標記の件につきまして、神奈川県医師会より通知がございましたので、お知らせいたします。

神奈川県医師会  
会長 菊岡 正和  
(公印省略)

「外国人を受け入れる拠点的な医療機関」の選出について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、別添の通り県医療課長より本会あて通知がありました。

訪日・在留外国人の増加に伴う外国人への十分な医療提供を整える必要がある昨今、昨年11月に厚生労働省が開催した「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」において、外国人患者を受け入れる医療機関情報の一元化や医療機関、観光・宿泊事業者等、利害関係者へのわかりやすい形での情報提供に向けた課題に対処するため、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を新設し、当該医療機関に係る選出要件等が検討されてきました。

このたび、平成31年3月26日付けで、国から別紙1のとおり都道府県宛に通知され、都道府県が主体となって、別紙1別添「作業要項」P3の2、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出要件に基づき、本県における当該医療機関選出については、別紙2の通り執り行うこととなったとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解頂くとともに、会員への周知について、ご高配のほどお願い申し上げます。

また、選出を意向する会員医療機関におかれましては、令和元年(2019年)6月7日(金)までに別紙2別添1、別添2を県医療課あて直接メールにてご回答いただきますようお願いいたします。

(回答先)

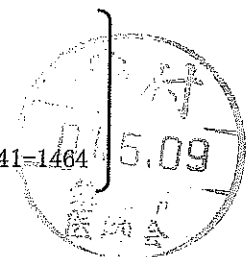
神奈川県健康医療局保健医療部医療課 地域医療・医師確保対策グループ あて  
ouhuku-chiikiiryousu@pref.kanagawa.jp

事務担当：地域保健課 代

〒231-0037

横浜市中区富士見町3-1

TEL: 045-241-7000 FAX: 045-241-1464





医政総発0326第3号  
観参第800号  
平成31年3月26日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿  
各都道府県観光部(局)長 殿

厚生労働省医政局総務課長  
(公印省略)  
観光庁外客受入担当参事官  
(公印省略)

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る  
情報の取りまとめについて(依頼)

平素から厚生労働行政及び観光行政の推進に御支援、協力を賜り厚く御礼申し上げます。

訪日外国人旅行者が増加する中、政府においては、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」を取りまとめ、日本を訪れる旅行者が医療を必要とする場合に備え、安心・安全に医療を受けられる環境を整えることとしています。

また、在留外国人も増加する中、政府においては、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めることとしています。

こうした中、厚生労働省が開催した「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」において、患者や医療機関等の利便性や、行政サービスの向上のために、外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめ、2次医療圏ごとに「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選出することが議論されました。この議論を受け、厚生労働省より都道府県に対して「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出を依頼することとなりました。

各都道府県衛生主管部(局)におかれましては、別紙の要項に基づき、各都道府県観光部(局)だけでなく、医療機関、関係団体、観光・宿泊事業者、多文化共生等の関係者を交えて協議のうえ、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選出し、指定の期日までに厚生労働省まで御報告いただきたく、お願い申し上げます。



「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る  
情報の取りまとめについて(依頼)  
(作業要項)

1. 基本的な考え方

(1) 外国人患者の増加に伴う医療機関の整備の必要性

ア 我が国全体で観光立国が推進される中で、各都道府県においても訪日外国人旅行者の増加による地域の活性化に向けてそれぞれ取組が進められています。

政府においては、内閣官房健康・医療推進本部が「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」を開催し、2018年(平成30年)6月に「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」<sup>1</sup>を取りまとめました。

訪日外国人旅行者は、予期せぬ怪我や疾病が発生した際、付近の医療機関を訪れると考えられるため、全国どの医療機関にも受診の可能性があり、訪日外国人旅行者が安心・安全に医療を受けられることができる体制の整備についても併せて取り組むことが求められています。

イ また、訪日外国人旅行者に対する取組は、同様に増加傾向にある在留外国人にとっても利便性を高めるものと考えられます。政府においては、2018年(平成30年)12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」<sup>2</sup>が取りまとめられ、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めることが求められているところです。

(2) 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出

ア 厚生労働省では「医療機関における外国人患者受入環境整備事業(平成25年(2013年)～)」等において医療機関の受入体制の整備や地域の受入体制強化を行い、また、観光庁では平成27年(2015年)より毎年度「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」の選定を行い、日本政府観光局(JNTO)ウェブサイトにおいて公開してきており、直近では本年3月にも最新版の公開を行いました。

イ このような中、昨今、患者・医療従事者・地方自治体等から以下のような声が寄せられています。

- ① 外国人患者を受け入れる医療機関の情報が一元化されておらず、わかりづらい
- ② 外国人患者を受け入れるとされている医療機関における外国人患者受入の姿勢に差がある

ウ そこで、厚生労働省は、「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」<sup>3</sup>(以下、「検討会」という。)において、外国人患者の診療に関する情報提供のあり方を議論しました。この第2回検討会(2019年(平成31年)1月25日)において、以下のことが合意されました。

- ① 医療機関等及び行政のサービス向上を図り、患者にとっての利便性を高めることを目的として、関係省庁が連携して一元化した、外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト(以下「医療機関リスト」という。)を公開すること
- ② 都道府県は、医療関係者だけでなく、消防(救急)、観光・宿泊、多文化共生等の関係者を

<sup>1</sup> 内閣官房 健康医療推進本部 「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/kokusaitenkai/kaisai.html> 参照

<sup>2</sup> 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai3/siryous3-2.pdf> 参照

<sup>3</sup> 厚生労働省ウェブサイト [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_02137.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02137.html) 参照

交えて議論し、地域内の共通認識を育みながら「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選出すること

エ また、本検討会では、以下の点も議論されました。

- ① 訪日外国人旅行者や在留外国人の数、また、それらのうち医療機関を受診する外国人患者の数は、都道府県ごとに大きなばらつきがあり、地域における優先課題も異なる<sup>4</sup>。また、患者の重症度(緊急度)も考慮しながら、医療機関を選定する必要がある。
- ② 医療機関に対して、外国人患者受入体制整備の支援の内容を周知する必要がある。

オ このような経緯を経て、今般、各都道府県に対して「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出を依頼するに至ったものです。

### (3) 各都道府県に求められる取組

ア 都道府県においては、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選出する際に、医療関係者だけでなく、消防(救急)、観光・宿泊、多文化共生等の関係者を交えて議論し、データに基づいて課題を特定し、解決策を導き、地域内の共通認識を育み、地域の外国人患者受入体制を強化することが求められます。

また、関係者間で都道府県の取組が共有認識されることで、最終的には医療機関の負担の軽減にもつながると考えられます。

イ これまで、観光庁が、各都道府県に対して「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」の選定を依頼してきました。多くの医療機関が積極的に外国人患者を受け入れており、それらの医療機関には引き続き協力を期待しながら、地域において外国人患者の受入体制が不足していないか検討する必要があります。

ウ 外国人患者受入体制を検討する際には、まず外国人患者を受け入れる医療機関の数を考える必要があります。医療機関の数が不足している地域もあれば、一定数確保できている地域もあると思われれます。外国人患者を少数の医療機関に集約する考え方もあれば、多くの医療機関で分担して対応するという考え方もあり、地域ごとに状況や方針が異なってもかまいません。

エ 次に、訪日外国人旅行者は、予期せぬ怪我や疾病で医療機関を受診するため、重症度や緊急度も考慮することが必要です。患者の重症度や緊急度が高い場合を想定し、外国人患者に対応可能な救急医療機関を、都道府県内で一定数確保することが重要です。

その一方、軽症かつ緊急度が低い患者の医療ニーズもあると考えられます。そこで、日中に受診する患者等は、救急医療機関でない医療機関(診療所・歯科診療所を含む)において、対応可能な場合も多いと考えられます。

そのため、都道府県が外国人患者の受入体制を構築する際には、救急医療機関と救急医療機関でない医療機関の双方の協力が求められます。

オ この度の「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出依頼は、各都道府県がこれまで構築された既存の医療提供体制に、変更を求めているものではありません。各都道府県内の状況に応じて、適切な体制を構築してください。

<sup>4</sup> 厚生労働省ウェブサイト [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_02137.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02137.html) 参照  
[o.jp/content/10800000/000472212.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000472212.pdf)

#### (4) 今後の政府の方針

ア 厚生労働省は、各都道府県より提出いただいた医療機関リストのデータをとりまとめ、観光庁と共有する予定です。

そのデータは、厚生労働省と観光庁(日本政府観光局(JNTO))等のウェブサイトにおいて公開される予定です。なお、現状、観光庁(日本政府観光局(JNTO))ウェブサイトにおいて、「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」リストの情報を公開していますが、今後は各都道府県より提出いただいた医療機関リストをもとに情報を公開することとします。

イ また、この医療機関リストの情報は、訪日外国人旅行者や在留外国人への利便性を考え、政府のみならず、民間の事業者も必要としていると考えられます。

今回ご報告いただく情報は、5(2)に記しておりますとおり、公知情報またはそれに準ずる情報であり、今後、例えば、民間事業者がこれら医療機関リストの情報を活用して、ウェブサイトやスマートフォンのアプリ等を開発することも考えられます。

ウ 厚生労働省と観光庁は、この医療機関リストを取りまとめ、定期的に更新していく予定です。また、両省庁それぞれの政策立案に活用される予定です。厚生労働省と観光庁も、都道府県が医療機関の選出する際の助言や支援を行いながら、PDCAサイクルを回していく予定です。

エ 都道府県も同様に、前述のリストに掲載された医療機関が、外国人患者に適切な医療を提供できているか、各種指標を定期的に把握し、PDCAサイクルをまわしながら、医療機関の体制強化等に努めていただきますよう、お願いします。

## 2. 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出要件

都道府県におかれては、同時に提供する観光庁の「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」リストや厚生労働省の「外国人患者受入環境整備推進事業」に参加した医療機関の一覧を基に、以下の(1)、(2)に相当する医療機関を選出してください。

### (1) 外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関<sup>5</sup>

- ① 選出単位・選出件数： 都道府県で1カ所以上
- ② 選出される医療機関： 都道府県の医療計画における二次以上の救急医療機関
- ③ 言語対応： 多言語での対応が可能であること  
※ 言語の種類は医療機関の実情にあわせて設定するものとする  
※ 医療通訳者、電話通訳、音声翻訳等の形式は問わない

### (2) 外国人患者を受入れ可能な医療機関(診療所・歯科診療所も含む)

- ① 選出単位・選出件数： 全ての二次医療圏において、1カ所以上  
特に、以下のア～エに該当する医療圏からの選出は、第1回目回答提出締切日(2019年5月31日)までに、選出をお願いしたい。

ア ラグビーW杯またはオリンピック・パラリンピックの開催地等を含む医療圏

<sup>5</sup> 参考：検討会においては、「重症例を受入可能な医療機関」「軽症例を受入可能な医療機関」という表現を用いていましたが、「重症」「軽症」という単語は主観的要素を含むため、今後は(1)、(2)にある表記に統一します。

- イ 訪日外国人旅行者の多い医療圏
- ウ 在留外国人の多い医療圏
- エ その他、都道府県が早急に選出すべきと考える医療圏

- ② 選出される医療機関:医療機関(診療所・歯科診療所も含む)
  - ※ 診療時間や診療科目には、特に制限を設けない
- ③ 言語対応: 多言語での対応が可能であること
  - ※ 言語の種類は医療機関の実情にあわせて設定するものとする
  - ※ 医療通訳者、電話通訳、音声翻訳等の形式は問わない

なお、2019年度は、上記の基準としておりますが、2020年以降は、政府における検討、2019年度に選定された実績、各都道府県における取組状況に基づき、選出基準を更新する可能性があります。

### 3. 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選出するにあたっての考え方

- (1) 都道府県ごとに、訪日外国人旅行者数や在留外国人数、及び外国人患者に対応可能な医療機関の数が異なる状況のなか、2. 選出要件に記載された医療機関を選出する方法は、都道府県によって異なると考えます。

そのため、参考となる考え方の一例を(2)～(5)に例示します。なお、都道府県ごとに状況が違いため、必ずしもこの方法に限定するものではありません。また、都道府県が、2. (1)、(2)にあげた要件以外に、独自に要件を追加することを妨げるものではありません。

- (2) 医療機関リストに選出されることを希望する医療機関への対応

これまで観光庁が各都道府県に対して「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」の選定を依頼し、別添のとおり選定いただいております。これらの医療機関は外国人患者への診療に協力する意志(いわゆる「手上げ」)があり、その医療機関の地域医療への協力姿勢を尊重し、医療機関リストへ掲載することとします。

しかし、検討会において「外国人患者が受診するに際し、電話対応者が問合せに対応できない場合等、受診に至らない事例もある」との指摘もされています。そこで、都道府県は、外国人患者が実際に当該医療機関にアクセスすることが可能か、医療機関に照会する等精査し、その適格性について検討し、不適格であると思われる医療機関が含まれている場合は、掲載しない旨を当該医療機関と合意してください。

- (3) 各都道府県は、(2)で選出された医療機関のみで当該医療圏における外国人に対する医療を提供できるか、医療圏ごとに精査する必要があります。この際には、特に①②の要素を考えることが重要で、可能なら③④の要素を考えることが必要です。

- ① 訪日外国人旅行者数、在留外国人数
- ② 宿泊施設や観光スポットの所在地、在留外国人が多く居住する地域
- ③ 医療機関の診療科目
- ④ 医療機関の診療時間

- (4) (3)の検討をふまえて、外国人患者への医療を提供する医療機関が不足する場合は、都道府県から医療機関に対して、協力を依頼する必要があります。

この依頼を行う際には、行政だけでなく、多分野の関係団体(医療機関、都道府県医師会、病院団体、消防(救急)、観光協会、宿泊関連業者、国際交流協会等)との議論やルール作り、合意形成が必要で、その際には例えば、

- ① 自治体と医療機関が救急搬送の受入れの協定を結ぶ
- ② 外国人患者の受入実績が多い医療機関に、協力を依頼する
- ③ 外国人患者の受入れが、②に挙げた一部の医療機関に偏らないように、周辺の医療機関(診療所・歯科診療所を含む)にも協力を依頼する
- ④ 休日・夜間診療所のシステムを活用する
- ⑤ 言語ごとに対応する医療機関を分ける

等の先進事例がありますので、地域の実情に即した体制作りを行う必要があります。

- (5) 都道府県から医療機関に依頼するに際して、新たに医療機関へ体制整備を依頼する際には、6. 厚生労働省予算事業との関連に記している各種補助事業を活用することが可能です。

この補助事業は、都道府県が外国人患者の受入可能な医療機関の数を増やすこと(「医療機関リスト」に登録される医療機関数を増やすこと)や、すでに「医療機関リスト」に登録されている医療機関の体制整備の強化に使われるものであります。

各種補助事業には件数や補助金額に上限がありますので、ご注意ください。補助事業の対象となる医療機関は、「医療機関リスト」に登録されている全ての医療機関ではありません。詳細は、後日通知する実施要綱、交付要綱等を参照してください。

#### 4. スケジュール

2019年3月26日	当通知の発出及び「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」リストの送付
2019年3月下旬(予定)	厚生労働省より各都道府県へ、「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」 <sup>6</sup> の結果(当該都道府県部分に限る)を電子的に送付
2019年3月下旬(予定)	観光庁より「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」 <sup>7</sup> の公開
2019年4月(予定)	「外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業」 「医療機関における外国人患者受入環境整備推進事業」事業開始
<u>2019年5月31日(金)</u>	<u>第1回 回答提出締切日</u>
2019年6月中(予定)	医療機関リストの公開
<u>2019年9月30日(月)</u>	<u>第2回 回答提出締切日</u>
2019年10月中(予定)	医療機関リストの更新・公開
2020年度以降(予定)	医療機関リストの定期的な更新・公開(年度末に都道府県から厚生労働省へ医療機関を推薦し、年度明けにリストを更新する予定)

#### 5. 回答方法

- (1) 厚生労働省より各都道府県の担当部局宛に、回答形式としてMicrosoft Excel形式のファイルを送付

<sup>6</sup> 9. 参考資料の項目を参照のこと

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kokusai/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/index.html)に掲載

<sup>7</sup> 「訪日外国人旅行者受入れ医療機関の追加選定について」平成30年11月16日(観参第395号)

します。各都道府県は、4月19日(金)までにファイルを受領しない場合は、厚生労働省までお問合せください。

(2) 回答にいただく情報は以下の通りです。(※印の部分は、日本語と英語(ローマ字)で記入してください。)

- ① 医療機関 (開設者の種別<sup>8</sup>、開設者名<sup>※</sup>、医療機関名<sup>※</sup>)
- ② 所在地 (郵便番号、都道府県<sup>※</sup>、市区町村<sup>※</sup>、市区町村以下の住所<sup>※</sup>、二次医療圏名)
- ③ 電話番号 (外国語対応が可能な窓口の電話番号)
- ④ 受付時間
- ⑤ 都道府県の定める救急医療体制の種別 (初期救急医療、第二次救急医療、第三次救急医療)
- ⑥ 都道府県による「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」選定の有無
  - 「外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関」または「外国人患者を受け入れ可能な医療機関(診療所・歯科診療所も含む)」
- ⑦ 民間団体による医療機関の認証の有無
  - 外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)、ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)、他
- ⑧ ウェブサイト (日本語ウェブサイト、外国語ウェブサイト)のURL
- ⑨ 診療科目と外国語対応<sup>9</sup>
  - 医療通訳による対応(通訳者による対応か電話通訳等の対応は問わない)
    - 対応可能な言語:(英語、広東語、北京語、台湾語、ハングル、タイ語、タガログ語、ミャンマー語、ベトナム語、ベンガル語、フランス語、ポルトガル語、ドイツ語、ロシア語、イタリア語、スペイン語、その他より選択)
  - 機械通訳・自動翻訳ツール等による対応<sup>10</sup>
- ⑩ 診療科目と対応言語
- ⑪ 利用可能なクレジットカード、キャッシュレスサービスの種類
  - VISA、MASTER、AMEX、Diners Club、JCB、中国銀聯
  - アリペイ、Wechat Pay

(3) 各都道府県は、3. スケジュールにある締切日までに、9. 連絡先に記されている担当者までに、電子的に提出してください。

(4) 厚生労働省は都道府県より提出いただいたデータをそのままウェブサイトに掲載する予定です。また観光庁は提出いただいたデータを、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語に翻訳して日本政府観光局(JNTO)サイトに掲載する予定です。都道府県は、回答する際には、ローマ字のつづり方など含め、精査するようにしてください。

## 6. 厚生労働省予算事業との関連

厚生労働省においては2019年度に以下(1)~(4)の事業を行う予定です。詳細は、後日通知する実施要綱、

<sup>8</sup> 医療施設調査の分類に基づく

<sup>9</sup> 医療機関が標榜している診療科目のうち、外国語対応可能な診療科目のみ回答すること

<sup>10</sup> 機械通訳・自動翻訳ツール等を利用の場合、対応可能な言語は多数あり、煩雑になるため、対応可能言語を記入する必要はない

交付要綱等を参照してください。

(1) 「外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業」における「地域における外国人患者の受入体制検討推進事業(仮称)」

- 補助先: 都道府県
- 補助率: 定額(1/2相当)
- 補助額: 1都道府県あたり3,439千円
- 対象経費: 協議体運営のための謝金、旅費や広報費、実態把握のための調査費等
- 事業詳細:
  - ① 本事業は、都道府県において、行政(医療・観光・多文化共生等の部局)や多分野の関係団体(医療機関、都道府県医師会、病院団体・病院グループ、医療通訳関係団体、消防(救急)、観光協会、宿泊関連業者、国際交流協会等)からなる協議体を設け、会議等を設置・開催し、情報共有や意見交換を通じて連携の強化を図るとともに、地域の外国人患者受入体制における課題の整理及び課題に対する対応方針を策定するものです。
  - ② この協議体での検討事項のひとつとして、地域における外国人患者の受入のルールを定め、関係者の合意のもとに「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を、選出いただくことができます。

(2) 「外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業」における「翻訳ICT技術に対応したタブレット端末等の配備事業(仮称)」

- 本事業の詳細は、後日通知する実施要綱、交付要綱等を参照してください。

(3) 「医療機関における外国人患者受入環境整備推進事業」における「外国人患者受入環境整備推進事業」

- 補助先: 厚生労働省から実施団体への補助。実施団体から医療機関への間接補助
- 補助額: 1医療機関あたり185千円～2,186千円(2018年度実績)。  
2019年度の補助額は未定。
- 補助件数: 31件(2018年度実績)  
2019年度の補助件数は未定。
- 対象経費: 医療通訳者や外国人患者受入れ医療コーディネーター配置のための人件費等
- スケジュール: 2019年4月頃 実施団体の公募開始  
2019年4月頃 実施団体の決定  
2019年7月頃 間接補助事業者(医療機関)の公募開始  
2019年9月頃 間接補助事業者の決定。事業開始。
- 事業詳細:
  - ① 本事業は、医療機関において医療通訳者や外国人患者受入れ医療コーディネーターを配置する際の人件費を補助するものです。
  - ② 本補助金の採択の対象とする医療機関は、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」と

して選又は選出される予定である必要があります。

③ 都道府県が医療機関を選出する際には、(1)にあげた協議体等を活用することが可能です。

(4) 「外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業」における「医療機関における外国人患者受入れ医療コーディネーターや事務職員対応能力向上研修事業(仮称)」

● 委託先: 厚生労働省から研修を実施する事業者への委託。

● スケジュール: 2019年4月頃 公募開始  
2019年9月以降 研修の開始(予定)

● 事業詳細:

① 本事業は、医療機関における外国人患者の受入体制を構築するために、外国人患者に接する外国人患者受入れ医療コーディネーターや事務職員等の対応能力向上を図るための研修を実施するものです。

② 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」をはじめとした外国人患者を受け入れる医療機関において、その職員の人材育成のために活用可能な内容となる予定です。事業開始の際には都道府県に対して適宜案内するので、都道府県におかれては、積極的に管下の医療機関に向けて案内いただくようお願いします。

③ 2019年度は「医療機関リスト」において、外国人患者受入れ医療コーディネーターや事務職員等の配置の有無を記載する予定はありませんが、研修の成果等を鑑みつつ、2020年度以降に記載される可能性があります。

## 7. 留意事項

### (1) 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の診療科

診療科に関して特段の基準を設けるものではありませんが、都道府県で選出する「外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関」は医療計画における二次以上の救急医療機関を想定していますので、医療計画の関連通知(「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(平成29年7月31日、医政地発第1号)等)を参照の上、患者の特性等を考慮し地域において求められる医療提供体制を検討してください。

### (2) 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」からの辞退

医療機関が「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」に選出されることを辞退する場合は、当該都道府県における「医療機関リスト」を更新の上、速やかに厚生労働省に連絡してください。なお、あらかじめ都道府県に設けられる協議会にて、検討することが推奨されます。

### (3) 「医療機関リスト」への掲載の辞退

観光庁の「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」に登録された医療機関が、本医療機関リストに掲載されることを辞退することも可能です。なお、「医療機関リスト」に掲載された医療機関では、外国人患者が一定数増加することが予想されます。都道府県は、医療機関を選定する際に、医療機関がその点の了解を得るようにしてください。

その一方、「医療機関リスト」に掲載されていない医療機関において、外国人患者の診療が減免されるということはありませんので、その点の周知もお願いいたします。

(4) 民間事業者への情報提供

医療機関リストの情報は、訪日外国人旅行者や在留外国人への利便性を考え、政府や日本政府観光局(JNTO)のみならず、自治体や民間の事業者も必要としていると考えられます。そこで、医療機関等からの特段の申し出がない限り、医療機関リストの情報は、自治体や民間事業者にも提供する予定です。

(5) 業務の委託(予定)

医療機関リストの作成・更新等に際して、一部の業務は厚生労働省事業の中で実施する予定です。都道府県より厚生労働省に提出いただいたデータ等に疑義がある場合は、当該事業者より都道府県へ問合せが行く可能性がありますことを、ご了承ください。

8. 参考資料

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出や、外国人患者の受入体制の整備に際し、以下の参考資料をご活用ください。

- ① 内閣官房 健康医療推進本部「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/kokusaitenkai/kaisai.html> 参照

- ② 首相官邸「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai3/siryous3-2.pdf> 参照

- ③ 厚生労働省「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_02137.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02137.html) 参照

- ④ 厚生労働省「医療の国際展開」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kokusai/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/index.html) 参照

- ⑤ 観光庁(日本政府観光局)「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」に登録された医療機関の情報検索サイト

- 日本語 [https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi\\_guide.html](https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html)
- 英語 [https://www.jnto.go.jp/emergency/eng/mi\\_guide.html](https://www.jnto.go.jp/emergency/eng/mi_guide.html)
- 中国語簡体字 [https://www.jnto.go.jp/emergency/chs/mi\\_guide.html](https://www.jnto.go.jp/emergency/chs/mi_guide.html)
- 中国語繁体字 [https://www.jnto.go.jp/emergency/chc/mi\\_guide.html](https://www.jnto.go.jp/emergency/chc/mi_guide.html)
- 韓国語 [https://www.jnto.go.jp/emergency/kor/mi\\_guide.html](https://www.jnto.go.jp/emergency/kor/mi_guide.html)

9. 連絡先

本通知や厚生労働省事業に関する問合せ

厚生労働省 医政局 総務課 医療国際展開推進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111(代表) 03-3595-2317(直通)

FAX 03-3595-2193

室長補佐 永松 内線4107 E-Mail [nagamatsu-souichirou@mhlw.go.jp](mailto:nagamatsu-souichirou@mhlw.go.jp)

医療人材専門官 清水 内線4115 E-Mail [shimizu-yuusuke@mhlw.go.jp](mailto:shimizu-yuusuke@mhlw.go.jp)

社会保障専門調査員 伊藤 内線4116 E-Mail [itou-takumaaa@mhlw.go.jp](mailto:itou-takumaaa@mhlw.go.jp)

企画係長(予算担当) 柳田 内線4108 E-Mail [yanagita-satoshi@mhlw@mhlw.go.jp](mailto:yanagita-satoshi@mhlw@mhlw.go.jp)

(E-mailでご連絡の際は、業務の効率化のために、上記4名同時に送信していただきますようお願いいたします)

観光庁事業に関する問合せ

国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

TEL :03-5253-8111(代表) 03-5253-8972(直通)

課長補佐(総括) 小林 内線27902 E-Mail [kobayashi-s2cy@mlit.go.jp](mailto:kobayashi-s2cy@mlit.go.jp)

専門官 山崎 内線27918 E-Mail [yamazaki-y2wm@mlit.go.jp](mailto:yamazaki-y2wm@mlit.go.jp)

主査 遠藤 内線27991 E-Mail [endoh-c2bq@mlit.go.jp](mailto:endoh-c2bq@mlit.go.jp)

(E-mailでご連絡の際は、業務の効率化のために、上記3名同時に送信していただきますようお願いいたします)

(了)

## 神奈川県における外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の選出について

## 1 選出に係る本県の考え方

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出にあたっては、次の3点の考え方に基づいて、選出要件を定めています。

- ◆ 別紙1（国通知）別添「作業要項」2「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出要件に記載のとおり、当該医療機関の選出にあたっては、観光庁の「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」に登録の医療機関や厚生労働省の「外国人患者受入環境整備推進事業」に参加した医療機関をベースに選出することとなっていること。
- ◆ 訪日外国人旅行者に対する医療の提供は、自由診療であり、基本的に診療価格は、医療機関の判断で設定されますが、現在、国の検討会（訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会）にて、訪日外国人に対する適切な診療価格について、診療報酬（1点10円）の倍数算定での簡便な計算を用いた価格の合理的な設定方法について検討されており、対応可能な医療機関の像として、レセコン（医事会計システム）を装備した医療機関が前提であると推測されること。
- ◆ また、医療のプロセス・質を確保する観点から、医師・歯科医師・医療機関としての2階建部分に相当する保険医・保険医療機関（療養担当規則の遵守義務）にて提供されることが適当と考えられること。

## 2 選出要件（必須要件）

本県における「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出要件は次のとおりとします。

## (1) 外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な保険医療機関

## ① 二次以上の救急医療機関※に指定されていること

※救命救急センター、地域医療支援病院、救急病院・診療所、病院群輪番制参加病院

## ② 少なくとも英語による診療が可能であること（通常診療時間内に、医師が直接英語で診察、又は、日英通訳者を介した診療が可能であること）

## (2) 外国人患者を受入れ可能な保険医療機関（診療所・歯科診療所を含む。）

## ① 原則、二次以上の救急医療機関に指定されていないこと※

※救急医療体制の機能分化の観点から、二次以上の救急医療機関は上記(1)での選出が望ましいこと

## ② 少なくとも英語による診療が可能であること（通常診療時間内に、医師が直接英語で診察、又は、日英通訳者を介した診療が可能であること）

- ◆ 観光庁の「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」に登録医療機関又は、今回、手上げにて選出を意向する医療機関におきましては、自院の救急機能の観点から、上記（1）又は（2）のいずれかを選択してください。

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

## 2-2 選出要件（望ましい要件）

次に掲げる項目は、選出要件（必須要件）ではありませんが、訪日外国人旅行者患者及び在留外国人患者が安心して受診できる体制を確保するための望ましい要件として設定します。※

※望ましい要件に該当しなくても選出することが可能です。

### 【望ましい要件】

- ◆ 上記選出要件（1）-②、（2）-②において、対応可能な外国語が2か国語以上であること（例：英語＋中国語、英語＋韓国語 など）
- ◆ キャッシュレス決済が可能であること（クレジットカード、スマートフォン決済など）

## 3 選出の手続きについて

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出を意向する場合は、次に掲げる書類、提出方法に沿って回答してください。

### 【回答方法】

#### （1）提出物

- ・「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」選出意向区分票（別添1）※
  - ・回答票（エクセル形式）（国が公表するリストに掲載する医療機関情報）（別添2）※
- ※以下に記載の県のホームページからも、別添1・別添2の様式が入手できます。

#### 【県ホームページ】

[http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/kanagawa\\_gaikokujinkanjya.html](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/kanagawa_gaikokujinkanjya.html)

#### （2）提出先（回答先）

神奈川県健康医療局保健医療部医療課 地域医療・医師確保対策グループ あて  
次のメールアドレスにて上記2点（別添1・2）の提出物を回答（提出）してください。

[ouhuku-chiikiiryoushou@pref.kanagawa.jp](mailto:ouhuku-chiikiiryoushou@pref.kanagawa.jp)

また、メールの回答に際しては、次の標題（タイトル）を記載してご送付ください。

（回答）外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の選出について

#### （3）回答期限（締め切り厳守）

平成31（2019）年6月7日（金）

## 4 留意事項（別紙1別添（作業要項）の記載内容を熟読のうえ、選出意向をご検討ください。）

- ◆ ご提出いただいた回答票は、県で取りまとめた後、厚生労働省へ報告（6月末予定）します。厚生労働省では、観光庁と回答票に記載の医療機関情報を共有したうえで、厚生労働

**省と観光庁（日本政府観光局（JNTO））等のウェブサイトにおいて医療機関情報を公開する予定です。**

- ◆ 厚生労働省は、ご提出いただいた回答票のデータ（医療機関情報）をそのままウェブサイトに掲載する予定です。また、観光庁は、回答票のデータを、中国語、韓国語に翻訳して日本政府観光局サイトに掲載する予定です。
- ◆ 厚生労働省と観光庁は、回答票のデータを取りまとめ、定期的に更新していく予定です。
- ◆ 今回の選出で、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」に登録された後、登録を辞退する場合は、速やかに県に連絡してください。**（上記メールアドレスにて連絡）**
- ◆ 既に観光庁の「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」に登録された医療機関において、今回の「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」への選出・登録を辞退することも可能です。
- ◆ **ご提出いただいた回答票に記載の医療機関情報は、訪日外国人旅行者や在留外国人への利便性を考え、政府や日本政府観光局（JNTO）のみならず、自治体や民間の事業者も必要としていると考えられることから、厚生労働省の方針として、医療機関からの特段の申し出がない限り、当該医療機関情報は、自治体や民間事業者にも提供する予定です。**

## 5 連絡先

県の通知、選出手続き等に関し、ご不明な点等ございましたら、下記あてご連絡ください。

神奈川県健康医療局保健医療部医療課 地域医療・医師確保対策グループ  
電話番号 : 045-210-4874 (直通)  
メールアドレス : [ouhuku-chiikiiryouto@pref.kanagawa.jp](mailto:ouhuku-chiikiiryouto@pref.kanagawa.jp)  
担当者 副主幹 秋好 (あきよし)  
主事 齋藤  
グループリーダー 吉野

別紙2別添1\_「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」選出意向区分票

医療機関名	提出先 (回答先) メールアドレス
住所	ouhuku-chiikiiryuu@pref.kanagawa.jp
電話番号	(回答) 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の選出について
連絡先 (所属)	
連絡先氏名※	

※別紙2別添1・別添2の入力内容の照会に対応できる方を記入してください。

意向する選出区分にマルを記入してください。



選出意向区分	選出区分の概要	主な選出要件
1	外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関	二次以上の救急医療機関※に該当していること ※救命救急センター、地域医療支援病院、救急病院・救急診療所、病院群輪番制参加病院
2	外国人患者を受け入れ可能な医療機関※ ※病院、一般診療所、歯科診療所	原則、二次以上の救急医療機関に該当しない医療機関
3	上記区分1・2の選出を意向しない医療機関※ ※現在、観光庁の「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」に登録済の医療機関であって、引き続き、「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」のみでの登録を意向する場合	

(注意)

◎上記「選出意向区分」の1、2のいずれかにマルをした場合は、必ず別紙2別添2回答票(エクセル形式)を提出(記入)してください。

◎上記「選出意向区分」の3にマルをした場合は、この選出意向区分票のみご提出ください。(別紙2別添2回答票の提出(記入)は不要)



# 別紙2別添2\_回答票

※別紙2別添1「選出意向区分票」に記入した「選出意向区分」に係る貴医療機関の基本情報、外国人患者を受け入れる診療体制等を記入してください。

記載1	記載2	記載3	記載4	記載5	記載6	記載7	記載8	記載9	記載10	記載11	記載12	記載13	該当選択1	該当選択2	該当選択3	該当選択4	該当選択5	該当選択6	自由記載				
医療機関名	医療機関名 (英語)	代表者 種別	国際番号	郵便 番号	住所	生所 (国)	電話番号	受付 時間	WEB サイト	対応診療科 と 対応可能言語 ※ヘビータブ以外の 下記表の中から 選択・記入	利用可能な クレジットカード カード	24 時間 365 日 対応 可否	外国人 受入 施設 名称 事業 内容 対象 施設 名称 事業 内容	外国人 受入 施設 名称 事業 内容 対象 施設 名称 事業 内容	外国人 受入 施設 名称 事業 内容 対象 施設 名称 事業 内容	外国人 受入 施設 名称 事業 内容 対象 施設 名称 事業 内容	外国人 受入 施設 名称 事業 内容 対象 施設 名称 事業 内容	外国人 受入 施設 名称 事業 内容 対象 施設 名称 事業 内容	自由 記載				
A病院	A Hospital	医療法人 山田 太郎	1000-0000	20-3	神奈川県横浜市西 区みなとみらい1- 20-3	1-20-3, Minatomirai, Nishi - ku, Yokohama, Kanagawa	0000-00- 0000	月:全8:00- 12:00 夜間外来24時 間対応 土日・祝日 :夜間外来24時 間対応	https://www.oo (日本語) http://www.oo(英 語)	非対応:EN 内科:EN 外科:EN 小児科:EN 産科:EN 皮膚科:EN 泌尿器科:EN 消化器科:EN 整形外科:EN 耳鼻科:EN 耳鼻咽喉科:EN 産科:EN 小児科:EN その他:EN	VISA, MASTER, AMEX, JCB, 中国銀聯	非対応:カ ー ド F:決済:米 天Eの, Suica, PiASMO, ICOCA, Woron, nanaco QRコード 決済:アリ ペイ, WeChatPa y, LINE Payなど	第二次 検査 期間	月曜 9:30- 17:00 :EN	月曜 9:30- 17:00 :EN	月曜 9:30- 17:00 :EN	月曜 9:30- 17:00 :EN	月曜 9:30- 17:00 :EN	月曜 9:30- 17:00 :EN	月曜 9:30- 17:00 :EN	月曜 9:30- 17:00 :EN	月曜 9:30- 17:00 :EN	月曜 9:30- 17:00 :EN

記載例

## 開設者種別一覧表

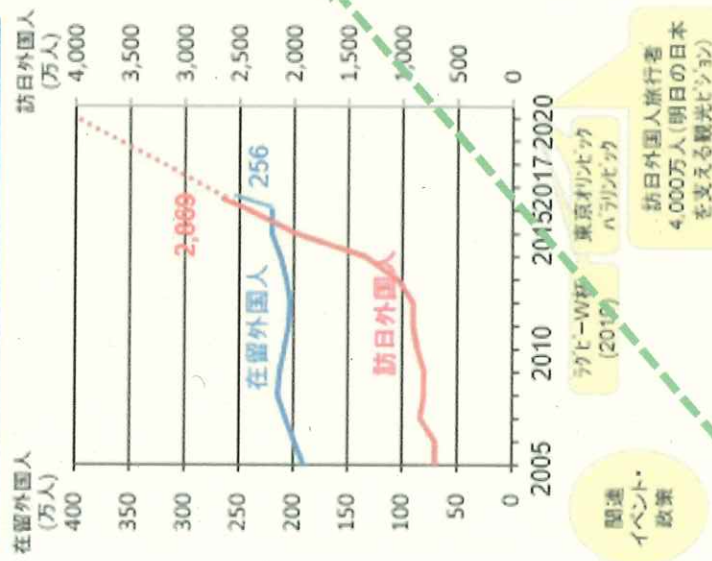
NO	開設者種別	備考
1	厚生労働省	国
2	独立行政法人国立病院機構	
3	国立大学法人	
4	独立行政法人労働者健康安全機構	
5	国立高度専門医療研究センター	
6	独立行政法人地域医療機能推進機構	
7	その他	
8	都道府県	—
9	市町村	—
10	地方独立行政法人	—
11	日赤	—
12	済生会	—
13	北海道社会事業協会	—
14	厚生連	—
15	国民健康保険団体連合会	—
16	健康保険組合及び連合会	—
17	共済組合及びその連合会	—
18	国民健康保険組合	—
19	公益法人	—
20	医療法人	—
21	私立学校法人	—
22	社会福祉法人	—
23	医療生協	—
24	会社	—
25	その他の法人	—

(参考資料) 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」が想定する「外国人患者の像」  
 H30.11.14 厚労省医政局総務課：第1回訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会 資料抜粋

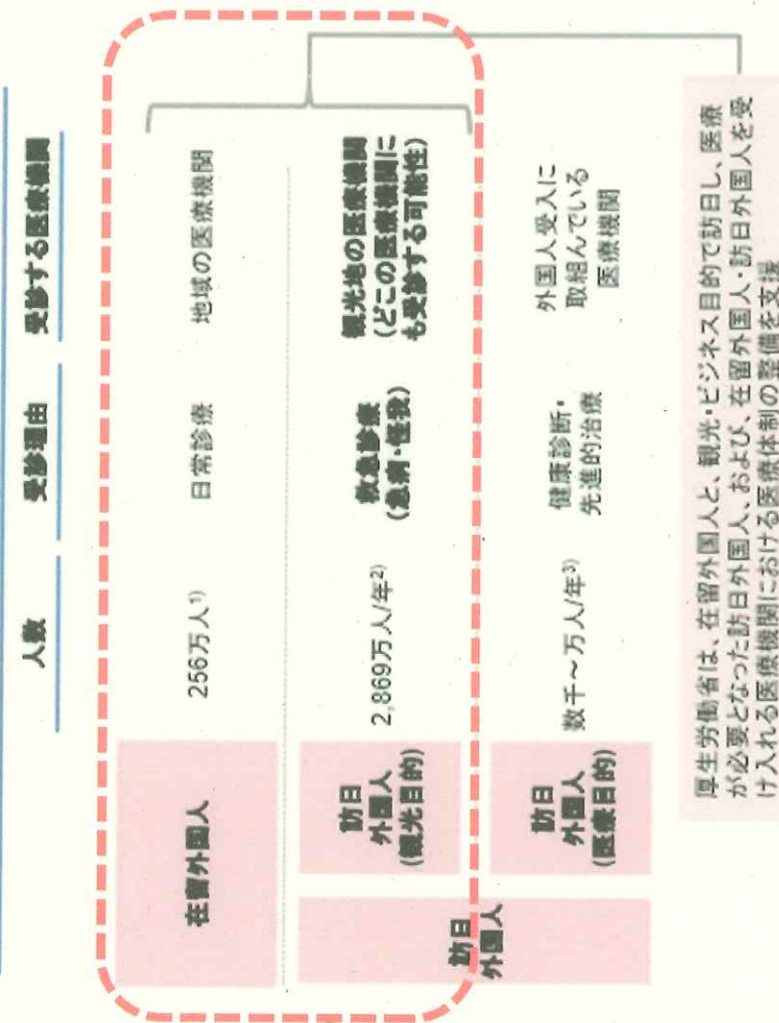
第1回 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会 資料4  
 平成30年11月14日

(参考) 在留外国人・訪日外国人数の推移

外国人数の推移



外国人の分類と受診に際する特徴

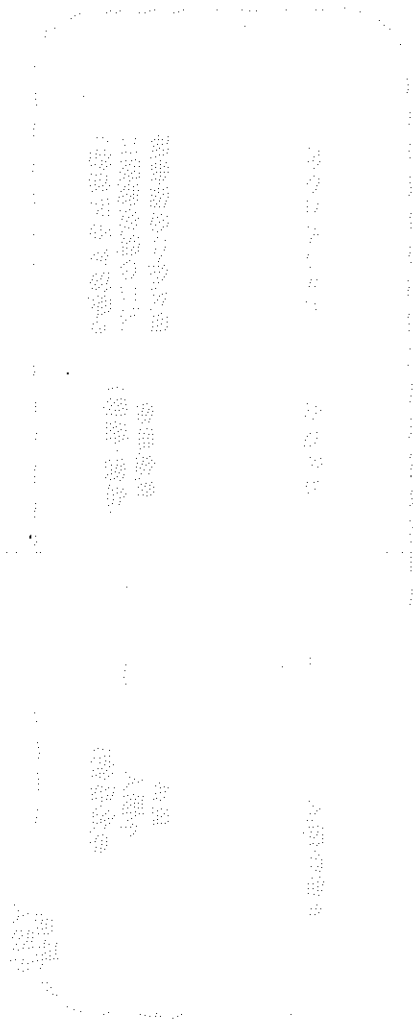


1. 2017年12月末 在留外国人統計(法務省)における「在留外国人」の数(定義：中長期在留者及び特別永住者) 3,651,400人(2014年)・国内医療機関による外国人患者受入の受入に関する調査(経済産業省)

◆ 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」が想定する外国人患者は、「在留外国人」と「観光目的の訪日外国人旅行者」で、当該医療機関に係る医療体制の整備を国が支援

Handwritten notes on the right side of the page, including a date and some illegible text.

Handwritten title or section header in the center of the page.



Handwritten notes or labels located to the right of the central diagram.

Handwritten notes or labels located below the central diagram.

Handwritten notes or labels located to the left of the central diagram.

Handwritten notes or labels located to the left of the central diagram.

Handwritten notes or labels located to the left of the central diagram.

Handwritten notes or labels at the bottom left of the page.